

新型コロナウイルス感染症に係る 市内公立幼稚園、小・中学校の対応について

令和5年 4月 1日
飯能市教育委員会

現在、新型コロナウイルス感染症の感染状況は、本県も含め全国的に新規陽性者数は減少傾向にあり、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置づけられる予定です。

つきましては、今後も、気を緩めることなく基本的な感染防止対策を講じながら、メリハリのある対応を実施するとともに、通常の教育活動を継続していくため、学校運営の基本方針及び各校の対応について以下のとおりとします。

1 学校運営の基本方針について

これまでどおりの感染防止対策、初期対応を徹底しながら通常通りの教育活動を継続する。マスク着用に関する学校の対応について、児童生徒及び教職員については、マスクの着用を求めないことを基本とする。保護者に丁寧に説明すると共に、基礎疾患があるなどの様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにする。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

2 適用

令和5年4月1日（土）

* 感染状況や今後の国や県の感染症対策に応じて見直しを行う。

3 児童生徒の感染防止対策の徹底について

(1) 児童生徒の健康観察について

検温・健康観察を徹底する。併せて、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合や児童生徒の家族に未診断の体調不良者がいる場合には出席停止にするなど、ウイルスを学校に持ち込ませないようにする。登校後に体調を崩した場合には、直ちに帰宅させる。

(2) 学習活動におけるマスク着脱等について

手洗い、マスクの着脱についての丁寧な指導を徹底する。

(3) 換気について

国の「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、「基本的な感染対策は重要であり、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。」とされていることから、学校においても引き続き、効果的な換気の実施を行う。

(4) 給食指導について

給食を対面で食べていた者が感染したと考えられる事例が報告されていることから、以下の点について徹底する。

- 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意する。
- 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える。机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。
- 配膳を行う児童生徒及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを毎日点検する。
- 手洗い場の密集を避けつつ、石けんによる手洗いを徹底する。

(5) 登下校時のマスク着用について

登下校時に通勤ラッシュ等混雑した電車やバスを利用する場合等、マスクの着用が推奨される場面においては、着用が推奨されることを踏まえ、周知等必要な対応を行う。

(6) 休み時間について

児童生徒及び教職員については、マスクの着用を求めないことを基本とする。室内においては、効果的な換気を行う。

4 学習活動の取扱いについて

(1) 学習活動について

学習活動においては、下記の2点を確実にを行い、感染防止対策の徹底と、グループ学習やペア学習等の対話的な学びの充実が両立するよう留意する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 可能な限り常時換気を徹底する② 大声での会話は控える |
|---|

理科の実験や観察、技術・家庭における調理実習、音楽の合唱等も上記の2点を確実にしながら慎重に取り組むこととする。「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染対策は以下の通りである。

【理科】

「児童生徒がグループで行う実験や観察」

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うこと
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーター等により補完的な措置を講じること
- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・共有又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

【音楽】

「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

- ・教室の構造や周囲の状況も踏まえたうえで、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うこと
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーター等により補完的な措置を講じること
- ・体の中心から前方1 m程度・左右50 cm程度を目安とした距離を確保し、原則向かい合っでの歌唱は控えること

【図画工作、美術、工芸】

「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うこと
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーター等により補完的な措置を講じること
- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・共有又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

【家庭、技術・家庭】

「児童生徒がグループで行う調理実習」

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うこと
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーター等により補完的な措置を講じること
- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・共有又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること
- ・試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じること

【体育、保健体育】

「組み合ったり接触したりする運動」

- ・屋内で実施する場合には、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うこと
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーター等により補完的な措置を講じること
- ・大声での発声は控えること
- ・見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えること

(2) 学校行事・集会等について

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「よびかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右50 cm程度を目安とした距離を確保すること。

- 来賓や保護者等については、距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ない。
- 儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はない。
- 宿泊学習や修学旅行など泊を伴う学校行事、社会科見学等の泊を伴わない学校行事を実施する場合においては、行事の目的、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、感染対策の徹底や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

5 部活動について

部活動については、子ども達の心と体の健康のために、できる限り万全の感染予防策を講じて実施する。

(1) 感染予防策について

- 本人や同居の家族に体調不良がある者は部活動に参加させない。
- 活動前後に、健康観察と検温の確認をする。
- 4（1）の「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施にあたっての感染対策に準じる。
- 活動後は、手洗い、消毒等を徹底する。

(2) 部活動顧問について

- 活動にあたっては、部活動顧問が必ずつくことを徹底する。
- 顧問がその場にいない状況で、部活動は実施しない。

(3) 活動日数・活動時間について

活動日数	活動時間	校外活動 <small>(練習試合・合同練習等)</small>	泊を伴う活動
「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動		可	宿泊時、活動時の感染防止対策を徹底し実施 ・実施前から実施後までの対策を徹底 ・保護者の理解を得て実施

(4) 練習試合、合同練習等の校外活動について

練習試合、合同練習等の校外での活動を可能とする。ただし、相手校の実情を踏まえ、十分な協議のうえ実施する。

(5) その他の注意事項

- コロナ禍における活動について、管理職が確認するとともに、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得たうえで活動する。

- 熱中症対策も十分講じながら、安全面、健康面に留意して活動する。
- 水分補給、食事、準備・更衣時等では、3密回避の徹底を図る。
- 昼食、休憩時には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控える。
- 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、参加しないことを安心して選択できる環境を整える。
- 参加を強制することや、練習を欠席したので試合に出さないというような不適切な対応は行わない。

6 家庭における感染防止対策について

下記の内容について保護者等に協力を依頼する。

- 規則正しい生活習慣を徹底する。
- 家庭内にPCR検査の受検者がいる場合は、学校に連絡をし外出や登校を控える。
- 基本的な感染防止対策を徹底する。（3密の回避、石けんと流水による手洗い、手指消毒、適切な換気）

7 健康観察と出席停止について

本人及び家族に咳、のどの痛み、発熱等の風邪症状が見られる場合などは、自宅休養する。その際は、「出席停止・忌引き等の日数」とする。

健康観察の対象者	状況	児童生徒本人の出欠席について
児童生徒本人	PCR検査受検	出席停止 } ※(2)
	濃厚接触者	
	咳、のどの痛み、発熱等の風邪症状	出席停止 ※(3)
	体調不良	出席停止
	予防接種との関連性が高いと認められる症状	出席停止
同居するご家族	PCR検査受検	出席停止
	濃厚接触者（無症状の場合）	出席可
	咳、のどの痛み、発熱等の風邪症状	出席停止 ※(4)
	スクリーニングによるPCR検査受検 ※(1)	出席
	予防接種との関連性が高いと認められる症状	出席

※(1) スクリーニング・・・職場等で行われる定期的なPCR検査

※(2) 保健所または教育委員会から指定された期間内は自宅待機とする。PCR検査を受検した場合、陰性になったとしても、濃厚接触者としての自宅待機期間中は出席停止とする。

※(3) 咳、のどの痛み、発熱等の風邪症状がなくなった後、すぐに登校し、再び発症するという例が多くあります。咳、のどの痛み、発熱等の風邪症状があるかどうかを確実に観察し、検査を判断基準とし、慎重な登校判断をお願いします。

※(4) 検査結果が出ても、症状がある場合や体調が優れない場合には、慎重な登校判断をお願いします。

8 自宅待機期間中のリモート授業について

- 出席停止となる児童生徒の授業については、体調不良の場合は体調回復を優先し、体調不良でない場合にはリモート授業とする。リモート授業を行うためのWeb会議システム「Zoom」のURL等は、タブレットを介して担任より児童生徒に送付する。
- 保護者からリモート授業の要請がある時には、児童生徒の体調や保護者の意向等を十分に聞き取ったうえで実施の有無を判断する。

9 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について

合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取扱いをする。その際、該当児童生徒に対し、GIGAタブレット等を利活用するなどして学びを保障する。

感染が不安で登校しない該当児童生徒が、リモート授業に参加した場合は出席停止扱いとする。

10 児童生徒の心のケア等について

長期間に及ぶ新型コロナウイルス感染症に係る対応に伴い、不安やストレスが高まることが懸念される。児童生徒の心のケアに万全を期するとともに、感染者や濃厚接触者に対する差別や偏見、いじめが起こらないよう細心の注意を払う。児童虐待を含めた対応上の留意点については、「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」（埼玉県教育委員会）のP31～34を参考にする。

また、各学校で児童生徒が相談できる体制を整えたり、飯能市教育センター相談専用窓口（042-973-1400）を家庭に周知したりする等の最大限の配慮を行う。

11 教職員の感染防止対策について

- 検温・健康観察を徹底する。併せて、発熱等の風邪症状が見られる場合や教職員の家族に体調不良者がいる場合、本人が濃厚接触者となった場合には、特別休暇（交通遮断休暇等）の取得により出勤を控えさせるなど、学校での感染リスクの軽減を図る。

- 出勤後に体調に不安を感じた場合には、直ちに帰宅させる。
- 万が一、教職員が陽性となった場合は、保健所等の指示に従い療養する。
- 教職員が急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報交換を図るなど、教職員が休暇を取得しやすい環境や医療機関等を受診しやすい環境を整える。
- 教職員の校内での食事については、場所や方法について対面にならないようにする。
- 外出については、感染予防策を徹底し行動する。

12 児童生徒のワクチン接種について

- 接種への正しい理解を促進するとともに、希望する児童生徒が安心して接種を受けることができるよう適切な配慮をする。
- ワクチン接種はあくまでも任意であるため、接種の有無が偏見や差別につながることはないよう留意する。
- 児童生徒が登校せずにワクチン接種をする場合には、出席停止扱いとする。